

GW 前に確認!～休日加算と夜間・早朝等加算～

Q. 今年は、GW 期間中の祝日のうち、何日かを診療しようと思っています。算定できる加算について教えてください。

A. 休日加算の対象となる「休日」は、日曜日と国民の祝日、12月29日～1月3日とされています。これらの休日を休診としている場合に、緊急等やむを得ない理由で診療した場合に休日加算が算定できます。

上記の「休日」であっても、医療機関が診療日としている場合は、休日加算の算定はできませんのでご注意ください。ただし、地域の輪番制当番医として休日診療が行われた際には、休日加算が算定できます。

では、「休日」を診療日とした場合、算定できる加算は何か。診療所では、基準を満たした医療機関であれば、その日受診した全ての患者に夜間・早朝等加算が算定できます。

なお、小児科を標榜する医療機関の場合は、「小児科特例」がありますので、別途点数表等をご確認ください。